



暑中お見舞い
申し上げます

高井会計だより

編集 発行人
税理士

高井直樹

事務所 〒500-8335
岐阜市三歳町4-2-10
TEL 058(253)5411(代)
FAX 058(253)6957

8月

(葉月) AUGUST

日	・	14	28
月	1	15	29
火	2	16	30
水	3	17	31
木	4	18	・
金	5	19	・
土	6	20	・
日	7	21	・
月	8	22	・
火	9	23	・
水	10	24	・
木	11	25	・
金	12	26	・
土	13	27	・

8月の税務と労務

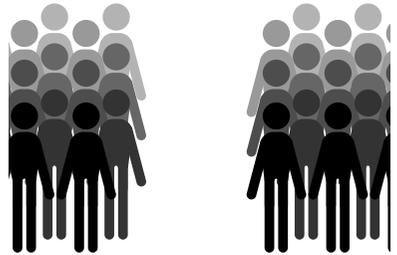
- 国 税**／7月分源泉所得税の納付 8月10日
- 国 税**／6月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等)8月31日
- 国 税**／12月決算法人の中間申告 8月31日
- 国 税**／9月、12月、3月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 8月31日
- 国 税**／個人事業者の消費税等の中間申告 8月31日
- 地方税**／個人事業税第1期分の納付 都道府県の条例で定める日
- 地方税**／個人住民税第2期分の納付 市町村の条例で定める日

ワンポイント 適格退職年金の廃止

事業主掛金を損金算入できるなどの税制上の優遇措置があった「適格退職年金」の廃止（10年間の経過措置期限）が、来年3月末に迫っています。現在、中小企業退職金共済や確定拠出年金などへの移行が進んでおり、平成13年3月末に917万人いた加入者は22年12月末現在で157万人に減っています。

雇用調整助成金

震災関連は支給要件を緩和



助成金に関して解説します。

●支給要件

雇用調整助成金は、次のいずれかに該当する雇用保険の適用事業主に支給されます。

- ① 売上高または生産量などの最近三カ月間の月平均値がその直前三カ月または前年同期と比べ五%以上減少していること（中小企業については、減少幅が五%未満でも、直近の決算等の経常損益が赤字であれば可）。
- ② 円高の影響により売上等の回復が遅れている事業所で最近三カ月の売上等が三年前の同期と比べ一五%以



上減少し、かつ、直前の決算が赤字であること（中小企業は対象期間の初日が平成二十二年十二月二日、大企業は平成二十二年十二月十四日から一年間の暫定措置）。

●東日本大震災にかかる特例

今般の東日本大震災に伴う経済上の理由により、以下のいずれかに該当する場合は、最近一カ月（通常は三カ月）の売上等が、その直前の一カ月または前年同期と比べ五%以上減少している場合も対象となります。

- ① 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県の

うち災害救助法適用地域に事業所が所在する場合

- ② ①に該当しない事業所であっても、前記の災害救助法適用地域に所在する事業所と一定規模以上（総事業量などに占める割合が三分の一以上）の経済的関係を有する事業所の場合
- ③ ②の事業所（被災地関連事業所）と一定規模以上（総事業量の二分の一以上）の経済的関係を有する事業所（二次下請等事業所）の場合

●特例の対象となる具体例

本助成金は、東日本大震災に伴う経済上の理由で事業活動が

雇用調整助成金（中小企業向けの中小企業緊急雇用安定助成金を含みます）は、景気の変動、産業構造の変化等の経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るために、労使間の協定に基づき、雇用保険の被保険者（解雇を予告した者、日雇労働被保険者、特定就職困難者雇用開発助成金等の支給対象となる者、退職願を提出した者は除きます）を一時的に休業、教育訓練、または出向させ、それにかかる休業手当または賃金等を支払った場合に、その一部を助成する制度です。

今回は、このうち計画届の提出が増加している休業にかかる

縮小した場合に利用することができませんが、避難勧告・避難指示など法令上の制限を理由とするなどの直接的な理由のものは対象になりません。

厚生労働省では、具体的なものとして、次のような事例を示しています。

- ① 交通手段の途絶により、社員が出勤できない、原材料の入手や製品の搬出ができない、来客がない等のため事業活動が縮小した場合
- ② 事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や部品の調達が困難なため早期の修復が不可能であり生産量が減少した場合
- ③ 避難指示等の制限解除後も、風評被害により観光客が減少したり、農作物の売上が減少した場合

●休業の実施

休業は、従業員の全一日の休業または事業所全員一斉の短時間休業を行うことが要件です。なお、平成二十一年二月六日から当面の間は、事業所における対象被保険者等毎に一時間以上

行われる休業（特例短時間休業）についても対象となっています。

●申請前に計画届を提出

休業を実施する場合は、都道府県労働局またはハローワークに、事前に必要書類を添付して、「休業等実施計画届」を提出しなければなりません。計画届を提出する前に休業を実施した場合、その日については、本助成金は支給されませんので、注意するとよいでしょう。

●計画届に添付する書類

要件を満たした後は、下表のうち必要な書類を揃えて、休業開始日の前日（二回目以降は、賃金締切期間が定められている場合は、賃金締切日）までに、「休業等実施計画（変更）届」を都道府県労働局に提出します。

この計画届は一カ月を単位にしていますので、翌月以降も休業等の予定がある場合は、休業等開始日の前日までに提出します。

※雇用調整助成金は、改正の多い助成金ですので、申請前に支給要件、様式等をご確認下さい。

■雇用調整助成金・資料

様式第1号(1) 休業等実施計画(変更)届(欄外余白に捺印を押印すること)
様式第1号(2)・様式第2号(2) 雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書
様式第93号 雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書(円高の影響用)
休業協定書の写し(休業期間、休業の対象となる労働者の範囲、休業手当の支払基準(たとえば、賃金の全額を支給するか基本給は60%、その他の手当については100%を支給するといった基準)等が記載されたもの)
労働者代表選任届(前記の協定書に署名押印した労働者代表がその事業所の労働者の過半数を代表する者であることを確認できるもの)
委任状の写し(代理人による申請の場合)
企業の業務内容、資本金を確認できる資料(法人税確定申告書の写し、登記事項証明書(3カ月以内のもの)など)
就業規則・賃金規程の写し(賃金締切日、所定労働日、所定労働時間、賃金構成を確認できる部分(原本持参))
ローテーション表・勤務予定表(交代勤務等、労働者毎に所定労働日が異なる場合)
年間カレンダー(休業を実施する年度とその前1年間分)
常時雇用する労働者を確認できる資料
短時間労働者については雇入通知書等
売上高または生産量等の事業活動の縮小が確認できる生産月報、月次損益計算書及び総勘定元帳等
直近の決算が赤字であることの確認書類(法人税申告書に添付した損益計算書であって税務代理権限証書を添付しているもの、納税証明書の所得金額欄0円以下などのもの)

(注)届出事項に変更があった場合は、変更の実施日前までに「休業等実施計画(変更)届」等を提出しなければなりません。

介護(補償)給付の支給額が引下げ

介護補償給付(業務災害)及び介護給付(通勤災害)は、仕事中や通勤途中のケガ等が原因で働けなくなり、自宅で介護を受けることになった場合であって、障害補償年金・傷病補償年金(業務災害)または障害年金・傷病年金(通勤災害)の受給権者となった被災労働者が、一定要件を満たしていて、常時または随時に介護を要する状態にあり、かつ、現に介護を受けているときに、その間支給されるものです。ただし、障害者支援施設に入所している間及び病院または診療所に入院している間は給付の対象になりません。

支給額は、月を単位に、被災労働者の区分に応じて定められています。

この介護補償給付及び介護給付の支給額が、平成23年4月から引き下げられ、次のように変更されました。

(1) 常時介護を要する人

- ① その月に費用を支出して介護を受けた日がある場合の最高限度額
104,730円→104,530円
- ② その月に親族または友人の介護を受けているとともに、介護費用を支出していない場合または介護費用として支出した額がある場合の最低保障額
56,790円→56,720円

(2) 随時介護を要する人

- ① その月に費用を支出して介護を受けた日がある場合の最高限度額
52,370円→52,270円
- ② その月に親族または友人の介護を受けているとともに、介護費用を支出していない場合または介護費用として支出した額がある場合の最低保障額
28,400円→28,360円

ちなみに、介護補償給付及び介護給付には特別支給金制度はありません。

保育所に子供を預けている社員が離職したとき

保育所は、保護者が就労またはケガや病気の療養などの理由で子どもの保育ができない場合に、その保護者の委託を受けて保育を行う施設です。保育所に入所するには、事業主から就労にかかる証明をもらい、市区町村に入所の申込みをする必要があります。子どもを保育所に預けて就労している社員が離職し、求職活

動をする場合、その間の就労にかかる証明はできませんが、求職中であれば保育所への入所申込みは可能です。ただし、一部の市区町村では、保護者の就労状況を判断基準として、入所の優先順位を決めているようです。ので、必ず入所できるとは限りません。まず、市区町村の保育担当課に相談するとよいでしょう。

仕事中のケガの治療を健康保険証で受診したとき

仕事中または通勤途中におけるケガや病気の治療を健康保険証を使用して受診した場合は、まず、医療費から原則3割の患者負担額を差し引いた協会けんぽ等保険者からの給付額(医療機関が保険者から受け取った診療報酬)を本人が保険者に返還し、その後自分の負担額と合わせて、療養に要した費用の全額(領収書や請求書を添付)を、所定の様式を用いて所轄労働基準監督署に請求することになります。なお、多大な経済的負担が生じる場合等は、先に労災請求を行うことも可能です。

この手続きは、レセプトの締め日(毎月月末)により取扱いが異なることがありますので(締め日前の場合は、医療機関で健康保険から労災保険に変更してくれます)、健康保険を取り扱っている機関にお問い合わせ下さい。